

平成28年度立山町一般会計等財務書類 注記

<対象年度>

平成28年度（決算）

- ・貸借対照表の基準日

平成29年3月31日

- ・行政コスト計算書等の基準期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

＊出納整理期間（平成29年4月1日～平成29年5月31日）中の会計処理も基準期間に含むものとして処理しています。

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な一部の資産は備忘価額1円としています。

②無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）

②満期保有目的以外の有価証券

ア市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））

③出資金

ア市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

（売却原価は移動平均法により算定）

イ市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10年～50年

工作物 10年～50年

物品 4年～10年

- ②無形固定資産（リース資産を除く。）……………定額法
ソフトウェアについては、当町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。
- ③所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（原則、リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）
……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法
- (5) 引当金の計上基準及び算定方法
- ①投資損失引当金
市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。
- ②徴収不能引当金
未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。
- ③退職手当引当金
年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、富山県市町村総合事務組合に対する積立金相当額を控除した額を計上しています。
- ④賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。
- (6) リース取引の処理方法
- ①ファイナンス・リース取引
ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（原則、リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除く。）
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- イ ア以外のファイナンス・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ②オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- (7) 資金収支計算書における資金の範囲
現金及び現金同等物（預金等）
なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。
- (8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 物品及びソフトウェアの計上基準
物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

②資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が60万円未満であるとき、又は固定資産の取得価額等のおおむね10%未満相当額以下であるときは、修繕費として処理しています。

2 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

財務書類の作成方法について、本会計年度分より、従来の総務省改定モデルによる作成から、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成27年1月総務省）において示された統一的な基準による作成に変更しました。

(2) 表示方法の変更

有形固定資産の減価償却累計額について、各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示する方法（直接法）から、各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示する方法（間接法）に変更しました。

3 重要な後発事象

特にありません。

4 偶発債務

特にありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

墓地公園事業特別会計

(以下、総称として「一般会計等」という。)

② 一般会計等の対象範囲のうち、一般会計中介護サービス事業等に関する経費については、地方財政状況調査における普通会計の対象範囲には含まれません。

③ 地方自治法第235条の5に基づく出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって、会計年度末の計数としています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率	－％（数値なし）
連結実質赤字比率	－％（数値なし）
実質公債費比率	14.9％
将来負担比率	154.4％

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
112,678千円

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額
120,484千円　うち繰越明許費分120,484千円

⑧ 過年度修正等に関する事項
固定資産台帳の見直しに伴い、貸借対照表の資産合計額が27,127,000千円の減少となっています。

(2) 貸借対照表に係る事項

① 総務省改定モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。

ア 財務書類の対象となる会計の変更

財務書類の対象となる会計が普通会計から一般会計等に変更となりました。

イ 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額

有形固定資産27,098,000千円の減少

② 売却可能資産は、計上しておりません。

③ 基金借入金（繰替運用）はありません。

④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額
8,011,339千円

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 7,354,607千円

当年度の元利償還金等に係る基準財政需要額算入額
1,382,005千円

将来負担額 28,615,816千円

充当可能基金額 3,675,855千円

特定財源見込額 392,205千円

基準財政需要額算入見込額 15,323,481千円

⑥ 地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
49,884千円

⑦ 法定外公共物については、貸借対照表の資産に計上しておりません。

(3) 行政コスト計算書に係る事項

総務省改定モデルから統一的な基準へ変更したこと以外は、特段の変更はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

なお、過去の資産形成において借り入れた地方債、退職手当引当金等の負債を有していることから、マイナス表示となっております。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 890,234千円

② 既存の決算情報との関連性

(単位：千円)

区分	歳入（収入）	歳出（支出）
歳入歳出決算書		
一般会計	11,946,890	11,577,460
墓地公園事業特別会計	6,094	5,696
(計)	11,952,984	11,583,156
資金収支計算書	11,952,984	11,583,156

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支	1,172,570 千円
投資活動収入の国県等補助金収入	305,802 千円
減価償却費	△1,337,482 千円
賞与等引当金繰入額	△129,912 千円
退職手当引当金繰入額	62,712 千円
徴収不能引当金繰入額	△4,484 千円
資産除売却益	698 千円
資産除売却損	△10,871 千円
その他の資産・負債の増減額	62,870 千円

純資産変動計算書の本年度差額 121,903 千円

④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 2,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 37 千円

⑤ 重要な非資金取引

特にありません。